

# 決算審査特別委員会報告書

(令和5年度串本町会計分)

決算審査特別委員会審査の経過及び結果について、概要をご報告申し上げます。

本委員会は、令和6年第3回定例会の9月10日(火)に構成委員6名で設置され、同定例会に提案された、議案第83号 令和5年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第97号 令和5年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15件の一般会計・特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について、閉会中の継続審査として付託されたものであります。

委員会は、令和6年10月7日から15日までのうち、休日等を除く4日間開催し慎重に審査を行い、9日に会計の審査を終了いたしました。

最終日の15日には、田嶋町長に出席していただき、総括質疑を行いました。町長の総括質疑終了後に各会計の採決を行い、すべての会計について審査を終了いたしました。

次に、詳細について、報告いたします。

まず、最初に田嶋町長からのあいさつの後、中道代表監査委員に決算監査の経過と結果について、報告を求め下記内容の報告を受けました。

## 【一般会計・特別会計】

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度串本町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査した。

総論として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りなく表示されていると認められた。

なお、予算執行の状況については、概ね適正に処理されており、不用額の予測が困難な事業以外の減額補正等の措置も適切に講じられていた。

歳入においては、町税をはじめとする自主財源の確保は最も重要な課題であるが、令和5年度の税収は15億147万6,761円で、令和4年度に比べ1.2%の増加となっています。これは、新たな償却資産の増加等により、固定資産税の課税収入が7億1,490万343円で、令和4年度に比べ1.4%の増加となったことなどによる。

税収の収入未済額は、令和4年度に引き続き減少しており、近年の受益と公平性の確保に向けた継続的な取組みの成果として一定の評価をるところである。

ふるさとのまちづくり応援寄付金は5億3,420万3,000円で、大幅に増加した令和4年度から更に39.6%の増加となりました。聴取により、これは、ロケットの打ち上げ等「串本町」がメディアで取り上げられる機会が多くなり、認知度が高まったことによるものと考えられる。今後も創意工夫による増収に向けた取り組みに期待するところである。

引き続き、統合小学校建設事業・火葬場建設事業・新古座消防署庁舎建設事業など、巨大地震を想定した防災・減災対策事業を推進するとともに、住民サービスを低下させることなく効率的な行財政運営の推進に努められたい。

### 【病院事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度串本町病院事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、令和5年度の患者の利用状況を令和4年度と比較すると、入院延べ患者数は466人減少して24,940人、外来延べ患者数は4,133人減少して46,694人となった。串本町の地域包括ケアシステム構築の一環として令和4年7月に開設し、令和5年10月に14床に増床した介護医療院の収益は増加したが、入院収益及び外来収益の減少により医業収益は令和4年度より4.8%減の15億1,137万6,222円となった。

医業外収益は、新型コロナウイルス感染症に関連する地方創生臨時交付金や病床確保事業補助金、資金不足の発生を防ぐため経営健全化計画に基づいた一般会計繰入金が増加したことなどから、令和4年度より33.9%増の3億9,511万8,883円となり、事業収益全体では令和4年度より12.8%増の19億649万5,105円となっている。また、事業費用では、給与費が1.3%減の11億6,354万7,817円、材料費が7.1%減の2億9,248万8,096円、経費が2.1%減の3億9,372万7,157円となったことなどから事業費用全体では1.0%減の21億3,768万4,983円となっている。

令和5年度の決算では、収益と費用がともに減少しているが、収益の減少が費用の減少を上回ったことにより純損失が2億3,118万9,878円の赤字決算となった。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定する資金不足額は発生していないが、これまで以上に収益の確保と経費の削減に向けた取り組みを積極的に進められたい。

### 【水道事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度串本町水道事業特別会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、徴収率は、収入未済額を増やさない継続的な取り組みにより、前年度に引き続き99%以上と高い水準を維持している。

今後も人口減少による収入減や起債償還金等により、事業経営は厳しい状況が続くことが見込まれるが、良質な水道水の提供を維持し経費削減や徴収率向上を目指した経営努力により、極力水道料金を値上げするなどの住民負担を解決策としないよう配慮されたい。

### 【財政健全化判断比率及び資金不足比率について】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りがないかに主眼をおき、提出書類

との照合・確認、関係課からの説明聴取により審査を行った。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率については、実質公債費比率において、1.6ポイント良化している。将来負担比率については、地方債の現在高等の減少により24.5ポイント良化している。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、こども園、新庁舎、統合小学校建設などの南海トラフ巨大地震等に備えた公共施設の高台への移転事業による公債費の上昇が予想され、同比率の悪化が憂慮される。事業の実施にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用するとともに、緊急性や必要性を勘案し事業を精査することで地方債の発行額を抑えるなど、公債費の抑制に努めていただきたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても、資金不足が発生していないものの、老朽化した施設の更新等により経営の圧迫が憂慮されることから、より一層の業務の効率化に取り組んでいただきたい。

以上、監査委員からの報告があり、それに対する特段の質疑はなく終了いたしました。

---

**○ 議案第83号 令和5年度串本町一般会計歳入歳出決算の審査について、歳出から報告いたします。**

1款「議会費」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了いたしました。

---

続いて、2款「総務費」の審査を行いました。

**質◇** 69ページの里川タクシーですけれども、この資料を見ると、オンデマンドになってから1人も利用されていないということなんですけれども、このオンデマンドになってから利用しにくくなって利用をされなくなったというようなことというのはないのでしょうか。

**答◇** 今の里川の乗合タクシーのオンデマンド化、確かに委員が言われましたように、昨年6月からデマンド化していますが、利用者はゼロということで、今車に乗られている方がいらっしゃるということで、それで乗り合わせでというのはあります。

ただ、前の区長さん、今も区長さんがですかね、入院されて、その方も車に乗られていたんですけれども、その方が車に乗れなくなりました。その関係で言うと、これからこのデマンドバスの需要があるのかということのもちょっと心配するところなんですけど、前にも議会でご説明しましたように、これから高齢化、まだまだどんどん高齢化していきます。今車に乗られている方も乗れなくなる状況が

来るかもしれないということで、費用はかかっておりますが、これはちょっと残していききたいと。

恐らく使いにくいということではないと思います。タクシーと同じように電話1本でということで、それは区長さん、それから代表区長さんのほうにも話をしていますので、遠慮なく電話してくださいとは伝えておるんですが、やっぱり、昔の方というか、年配の方は我慢強いということもあって、ひょっとしたら委員が言われるように、私一人のためにとというような意識で電話をかけていないんでしたら、それはちょっと払拭していききたいと思っています。

**質◇** 69ページのところと、資料は企画課の11ページにちょっと関連するかと思っています。B&Gの海洋センターとか温泉浴場、運動場の管理料ということで704万円あがっています。たしかNASへの委託料は6,700万かしら、その分だと思ってたんですけども、この700万はその委託料の上乗せなのか、それとも修理に関わったことなのか、そこら辺をちょっと教えてください。

**答◇** 今委員が御指摘のように、B&Gの海洋センター、NASの部分の委託料は教育課管轄になってございます。この部分はいくまでも串本温泉浴場のボイラーが故障したということの修理費ということで、町のほうで直すとどうしても高くなるということで、NASのほうで取引のある業者に見積りを取ってもらいました。そしたら、うちが取る見積りとNASが取る見積りでかなり開きがありましたので、そちらのNASのほうで契約してもらって、うちのほうはこちらの委託料ということで支出した、そういう状況でございます。

以上、2款「総務費」の審査を終了いたしました。

---

続いて、3款「民生費」の審査を行いました。

**質◇** 決算書の109ページの下段にあります人権委員会費のところなんですけれども、18節負担金のところで、新宮人権擁護委員会協議会の15万7,500円、これは多分負担金やと思うんですけども、他市町村も含めてやと思うんですけど、その内訳を教えてください。

**答◇** 新宮市人権擁護委員協議会の内訳につきましては、全員で29名の人権擁護委員がおりまして、新宮市が9名、那智勝浦町が6名、太地町が2名、古座川町が3名、北山村が2名ということで、串本町における人権擁護委員が7名おりますので、1人につき2万2,500円掛ける7名で15万7,500円の補助金となっております。

**質◇** AEDの賃借料で、Pの99ページの、それで117ページの賃借料、これはちょっと値段に差があるねんけど、この値段の差というのはどんなかなと思って。それと、ひきこもり支援について、串本町に何人ぐらい支援の方がおられるんですか。

**答◇** ひきこもりの対象の方については、町内で3名だったかと記憶しております。

失礼しました、4名です。失礼しました。あと、賃借料なんですけれども、複合機の賃借につきましては、コピーのカウント数によって変わってきますので、それで金額に差があるということです。

**質◇** ひきこもりが町内に4名と言われた、それに関しては101ページの民生児童活動費というところで、それはいつも活動報告するのが上がってくるじゃないね、これは。そのときにひきこもりの方がいるとか、そういう事例がないん、今まで上がったことがない。

**答◇** 令和5年度以降になりますけれども、ひきこもりの方の相談は受けたことはありません。

以上、3款「民生費」の審査を終了いたしました。

---

続いて、4款「衛生費」の審査を行いました。

**質◇** 決算書の139ページと福祉課資料の17、18ページのところなんですけれども、この検診、歯周病とか検診をいろいろやって、これの受診率を取りあえず上げていかなあかんというのが課題というところなんですけれども、僕は以前から言わせてもらっているんですけど、やっぱり、串本町は骨粗しょう症の方が多いいという話を聞いております。この子宮頸がんの方と乳がんの検診の方の対象者数を見ると、やはり年齢をこう区切っているんで、少ないかなという感じがするんですけれども、ここの部分、女性に限って子宮頸がん・乳がん並みに骨粗しょう症検診の人を増やすという考えはないんでしょうか。金額的にもそんなにかかるとしたら教えてください。

**答◇** 骨粗しょう症検診については、この資料のとおり、50歳と55歳の女性として実施をしております。実施するに当たっては、けんゆうクリニックのヨシムラ先生のほうにもご相談させていただいて、骨粗しょう症の予防ができる時期ということで、50歳・55歳の閉経前後の女性の検診としてまずやってみようというところでご相談させていただいています。検診自体は1件8,100円程度の検診料やったと思うんですけど、今のところ、やっぱり50歳・55歳の予防に効果的な年齢で、まずは受診率をもっと上げていきたいとは考えているところで、今のところはちょっと年齢を拡大するという事は考えていません。

**質◇** 145ページの資源ごみ回収のやつあるわね、委託料と、これは指定業者にやってもらうんやね、これは。それと、これは指定業者にやってもらうんやねんけどよ、たまに出してあるやつを業者以外の方が持っていきよる。気づいたある、気づかん。それと、廃プラ梱包機等保守点検委託料、これは4年度も物すごい金額やってんけどよ、今年もあれやけど。なぜこんなに高いん。それで、これは毎年せなあかんの。ちょっと、それを。

**答◇** 資源ごみ回収で、回収する前に持っていったら、一応資源物については持っていくことは犯罪になってきますので、こちらのほうでは全く把握はしてません。

そういうことがあるというのは聞いてないので、そういうことがもしあるようでしたら、やっぱり犯罪になるので、また、ご連絡いただいたらと思います。過去にはそういうケースがあって、監視カメラ等をつけて、そういうことをなくす。やっぱり、監視カメラをつけたら、そういうことがなくなりましたので、結局そういう対策を取っていかなければいけないと考えています。

廃プラの梱包機の保守点検なんですけど、もう毎日使っているものでして、昨日、一昨日とまた今年の分の保守点検と部品の交換を行ったんですけど、今年で7年目かになってくるんですけど、ずっと使っていくもので消耗品もありますので、毎年点検は行っていかなければならないものになってます。金額は高いんですけども、この業者が決まってまして、ほかの業者にしますと、また一からなってきますので、機械の更新も含まれてきますので、また物すごい金額になってきますので、この業者でこの金額でやっていくというのが仕方ないかなと考えています。

**質◇** 資源ごみ回収のときには、自分らもえらいやろうけどよ、朝の収集時間ぐらいにちょっと見回りというのは難しいのかな。

**答◇** 朝7時半までにごみ出ししてもらおうように一応ルールをしまして、それを町内、その回収する場所を見回るとするのはちょっと難しいかなと考えています。

以上、4款「衛生費」の審査を終了いたしました。

---

続いて、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を行いました。

**質◇** まず、159ページの部分で、資料は8ページからの磯根漁業の再生業務委託料ですね。これに関しては、海水の温度が上がってくることに対処するために、苗でしたっけ、あの部分を高温に耐えられるやつに変えるという方向で、たしか、この令和5年度で2年ぐらいたつかと思うんですが、その状況を教えてください。

そして、もう1点、167ページのトイレ管理経費ですね。これは令和4年度、多分昨年並みの2,400万ぐらいだったと、昨年並みの予算をつけていただいて実施されたと思うんですが、どうなのでしょう、ロケットが発射されるとか、観光客が元に戻ってきたというところで、もしこの今の現状のトイレの整備というところの評判とかがあったら聞かせてください。

**答◇** 先ほどの磯根再生事業の状況でございます。

令和4年度から、今、委員が言われてたように、高水温でも耐え得る高水温適正株の藻場造成に取り組んでおります。令和6年度で3か年目になるんですけども、今年度について状況のほうを確認してみますと、かご内の藻場のほうが順調よく生育しているというふうに伺っております。ただ、かご内の海藻以外の、外へ本来放出して、それで、ブロックや石の転石というのか、置いてるところに

まで藻場のほうは広げていきたいという最終的な目的はあるんですが、そちらについてはまだちょっと効果が得られてないと。ただ、那智勝浦町のほうでも同じ取組を行っているというふうに伺っておりまして、勝浦のほうでは順調よく成長のほうはしていったるそうです。環境の違いはあれど、串本町のほうでも以前から効果が出るような取組を進めておりますので、これからも一定の効果が出るんじゃないかということでもちょっと期待はしているところです。

**答◇** トイレの管理計画の関係でございます。

今の委員のほうからは、ロケットもあって、いろいろとこれから町が注目されるんじゃないかと、トイレのほうもというお話です。トイレについては先ほど言いましたように、町内のトイレ、25か所公衆トイレをやっています。それには簡易的に置いている部分もあるんですけども、これの修繕とか、そういう部分にかなり管理も含めて見てもらいよる部分がございますので、現状、そういう観光地が注目されやる、コロナ禍を過ぎて注目されやるということで、1日2回、3回そういう清掃も含めた管理を行っているんですけども、中にはそのタイミングで、行ったときに汚れているというような声を頂くときもありますけれども、大まかの水洗便所につきましては、担当課としてはきれいな状況を保っているのではないかと。ただ、先ほど申し上げましたように、タイミングでちょうど汚いときにあってしまったという部分もございます。中にはくみ取りの便所もございますので、くみ取りの便所につきましては、なかなかきれいにはしているんですけども、見た目という形の中で何とかかなりませんかというような話は頂くんですけども、まだまだそこまでいってないと。中には、大まかきれいにはできているんですけども、タイミングによって課のほうに掃除をちょっとしたってもらえんかという形で連絡して、その場合は管理のほうへ連絡して、つかない場合は職員が行って掃除をしているというような状況でございます。

**質◇** 159ページの漁業担い手支援の研修、これは140万ほど、これは大体今何名ほどおられるんですか。それと、その下の事業補助金820万、ここのちょっと中身だけ教えてください。

**答◇** 今現在、研修受講中なのは6名になります。独立型と雇成型とあるんですけども、事業所へ就職して事業を行う、研修を行うというのが雇成型になりますけれども、雇成型はゼロで、全て独立型、自分で将来漁師になって漁業経営を行うというのが今現在6名研修を受講しております。

以上、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を終了いたしました。

---

続いて、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）について審査を行いました。

**質◇** 建設課の資料の7ページなんですけれども、道路維持工事と草刈りなんですけれども、これは地区ごとになってますけれども、これを見ると、例えば道路維持工事で20番の目津大浦というのが、これが多分0件ですね。その隣の21番神野川で9件ということで、かなり差があるような気がするんですね。この草刈りのほうでも、12番の出雲が6件と、11番潮岬が2件とかいうふうに、かなり偏りがあるような気がするんですけれども、その辺というのは、これはどういうふうに決めていて、どういうふうに公平性というのが保たれているのか教えてください。

**答◇** 維持工事につきましては、緊急性が特にあるところの部分で対応しているところなんです。緊急性的に、例えば維持工事について、穴が空いたりとか、そういうところについては特に維持工事のほうで対応してます。工事については新設工事ということで地区で割り振ってやっているんですけれども、維持工事については緊急性のあるところ、穴が空いたりとか、あと擁壁がちょっと崩れてきたりとか、そういうところに対して行っているものでありまして、当初からそれを計画しているというところではない箇所です。

草刈りについては、いろいろ今まで地区とかでやっていただいている部分かなりあったんですけど、最近では地区もやっぱり高齢化ということで、できないということの話も多く聞きます。できるだけ地区に回っていけるように建設課では調整は今しているんですけれども、ここの草刈り委託料と維持工事もちょっと使いながら、今、対応しているところなんですけれども、最近ではちょっと草刈りも増えてきておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

**質◇** 道路維持工事というのが緊急性のあるものだということで、ということは、多分住民とか区から要望があったものかなと思うんですけれども、そのときに区によってよくそうやって陳情にいくところと、陳情にいかないところという差もあるかと思うんですけれども、例えば、先ほど言いました、目津大浦が1件もないのに隣の神野川は9件もあるというのは、こういうことが、これは緊急な工事が神野川だけ9件もあるというのは、やっぱりバランスよくなってくるはずなんです。こういうところから見ると、ちゃんと要望が上がってきたものをどんどんやっていってくれているんだと思うんですけれども、やっぱり要望がちゃんと上がっていないようなケースもあるのかと思いますので、その辺の目配りというんですかね、そういうのも必要かなと思うんですけれども。これであれば、もう予算が決まっていて、言ってきたところはどんどんやっていくということだったら、早い者勝ちという感じになるんですか。それとも、言われたものは全部予算が増えても言われたものは全部やってくれるのか、もう予算がないからといって例えば来年度に回したりとか、そういうこともあるのかということも教えてほしいんですけど。

**答◇** この維持工事につきましては、特に急ぐところというのがまず重点で置いています。各地区から、区長さんからこういうところでちょっと危ないんやという話になっておれば、そこはちょっと今は置いておいてまた次にという話ではなしに、取りあえず緊急性の高いところから順番にやってまして、それで、維持工事でも



やっぱり最終的にこれが必要となってきたら、これで終わりですという話ではなくて、また補正しながら、毎年そういう対応をすることも考えてますので、とにかく緊急性のあるところを優先的にやっていますので、ちょっと今回の場合は目津大浦のほうはそういう話がなかったのもあったり、いろいろこういう対応の仕方、何かほかの工事に合わせてやったのかも分からないし、そこはちょっと分からないですけど、取りあえず置いておいてという話は考えてはないので、その辺だけご理解していただきたいと思います。

**質◇** 緊急的な補修と、緊急じゃないけども要望があるものというのもあると思うんですけども、緊急じゃない部類に入るものというのはどういうふうに振り分けているのでしょうか。別に緊急性はないけれども、こうしてほしい要望があるとか。そういうことについてはどういうふうに振り分けてるというか、やっているんでしょうか。

**答◇** 緊急性があるないというわけじゃないんです。それは、建設課でも判断は区長と話をしながらするんですけど、大体要望書が新設にしても区長さんのほうから、まず区のほうからまとめて要望書が出てきたときに区長さんと話をして、これは計画的にやっていきますとか、そういう話をしながら要望書を受けるんですけども、例えば緊急性の高いところについては、やっぱり、これは置いておいたら危ないとか、事故が起こるといところは区長さんと話をして、早急にやりますよという話で詰めてやっているところです。

**質◇** 183ページの土木費の空家対策のところなんですけれども、これは1件50万の補助金で12件分というところは承知しております。この令和5年度の中で、申込みがあった中で精査して12件という方向で進んでいるというのは承知しているんですけども、大体申込みが令和5年度は何店舗かあって、それが12件選んだんだけど、それでも本来はやらなあかんところがもしあったのか、それとも、やっぱりそこはまだいいよという部分の12件やったのかというところを教えてください。

**答◇** 空家の関係なんですけれども、令和5年度につきましては、一応毎年15件予定しております、全部で。公募をかけるんですけども、15件を出していただいて、申請については令和5年度は20ありました。ただ、危険空家というのが対象になってきますので、やっぱり、担当がそこのところへ行って点数をつけてくるんですけども、そこで、20件のうちで危険空家として達してないということがあって、認定された補助を出せる部分で12件ということで収まっている状況です。

以上で、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）の審査を終了しました。

---

続いて8款「消防費」の審査を行いました。

**質◇** ロケット発射が、たしか2月やったと思うんですけども、その費用については、どういうふう処理されているんでしょうか。墜落というか、火事になって、消防が出動されましたけども、その費用については、ロケット会社に請求されてるんでしょうか。それ幾らぐらいになっているんかとか、その辺はどうなっているんでしょうか。

**答◇** 昨年度、ロケット墜落しました。墜落したときに、落ちて火災になったんですけども、その火災現場が大きな貯水槽の中へ落下しまして、その貯水槽の中に前日から降り続いた雨によってかなりの水がありまして、延焼がその中でほぼほぼ食い止められました。ほかのロケットの残骸が各山へ落ちて、火災となりましたが、一、二時間程度で消せたという程度で、消防としては、そのようなお金が非常にかかったということはなく、消し止められた状況でございました。ロケット側にもそのような請求はしておらず、今回、また12月にロケット打ち上げるんですけども、それに伴いまして、ロケットのほうと消防訓練も11月に実施する予定です。そのようにして、前回、落ちたんですけども、そのときは対応できるように、また、消防とロケット会社と協力しております。

**質◇** 住民の方からも、たまたまあの日、前日か何か結構雨降って、ぬれてたということもあって、燃え広がらなかったけども、例えば、乾いているような状況であれば、ちゃんと消せる、本当に消せるのかなというような疑問の声も結構聞くんですけども、その辺というのは、消防の見解としては、大丈夫というふうに判断されてるんでしょうか。

**答◇** 前回のロケット墜落に伴って、うちからも要望を出させていただきまして、あそこに200トンの大きな水槽があります。その200トンの水槽をできればもう1個追加していただきたいということで、消火栓も2つ付けていただくように要望して、今、ロケット打上げまでには消火栓はつくようになっておりますけど、ちょっと水槽のほうは少し大きなもので、中長期的に協議させていただきたいという回答を頂いているところです。

**質◇** 資料の消防の1ページ、人員というところなんですけども、毎回聞くようで申し訳ないですけども、今回65人と年々増やしていただいているというのが感じております。ただ、僕の思いとしては80%ぐらいまで伸びないのかなというところで、あと10人というところのお考えはないのかというところをお考えを聞かせてください。

そして、消防費の183ページから説明を聞かせていただきまして、ちょっと気になるところが、不用額というところなんです。常備消防費のところでは、300万円弱、設備費のほうで560万円弱というところの不用額というところが、私は、その消防の方々の能力を上げていただきたい、スキルアップをお願いしているのをかなり言わせていただいている中で、今回研修費、研修負担金ですか、116万円ということで、不用額、これに関しては26万円弱と、ほぼほぼ使っていただいたんかなとは思いますが、途中でそういうのをちょっとない部分を組み替えたりとか、それを研修に回したりとか、そういうことはちょっとできなかったのかというところと、消防施設費のところの17節です、備品

購入費のところも不用額が76万円弱ということで、ほぼほぼいかれたんかなと思うんですが、これも考え方一緒で、その途中でこの部分に補えなかったのかなというところが、ちょっと気になりますんで、この辺のところのお考えをお聞かせください。

**答◇** 基準人員のところなんですけども、消防力の整備指針とは、昭和36年に市町村の火災予防、警戒等を行うために必要な最小限度の施設及び人員を定める基準として制定されております。

この指針につきましては、消防庁長官が必要に応じて、消防に関する事項について、市町村に対して助言を行い、勧告し、または指導を行うことができるという規定に基づいております。

消防力の整備指針というのは、町が消防力の整備水準を目指す目標であり、この指標に基づき、地域の事情に即した適切な消防体制の整備を行うものとなっております。日本国内の自治体においては、この指針を基に消防力の整備を進めておる段階です。

資料にあるとおり、基準人員93名、基準人員の算出方法というのはあるんですけども、消防本部の定員は現在のところ70名です。令和6年度の消防、今年度です、消防職員は65名で、内訳につきましては、消防本部7名、串本署33名、それから古座署15名、七川分駐所10名の人員配置となっております。

基準人員の93名には達していないんですけども、通常業務において、現在の人員でやりくりできている状況です。ただし、体調不良で長期休暇、救急救命士養成等で長期にわたる研修派遣のときは、当然厳しいときもあります。

令和8年度からは、指令共同に2名派遣することもあります。現在の定員である70名に、少しでも近づけていきたいと私は思っております。参考なんですけども、紀南地域の充足率を見ますと、串本町消防本部が充足率が69.9%で、紀南ではトップと今のところなっております。

**答◇** 先ほどの不用額の件なんですけども、一番不用額が多かったのは旅費なのかなと思います。旅費の中でも、やはり令和5年度はコロナが収束しました。しかしながら、やはりその流れが続いてまして、研修へ行くに当たっても、ウェブになってしまったというんですか、やっぱり本当は、我々としては、その場へ行って、その空気を味わってもらって、経験してほしいんですけども、やはりコロナは収まったんですけど、まだその流れがあって、ウェブになったというのが、非常に多くて、それによって、旅費とかが非常に使わなかったというんですか、その研修の負担金もそんな感じで、ちょっと本来出席するほどいかなかったという感じで、先ほどの施設の入札の関係で、結構安くなったり、物によっては、すごく高くなってオーバーするものもあったり、すごく何か変わるからというて安くなったり、そうしたことがあったんで、この残になったと考えております。

**質◇** ページ185と189の消防長の交際費と団長の交際費というのがあんねんけど、これすごく安いように思うんやね。安いというか、低いように思うんやけどよ、これはもうちょっと上げてもらえるようにしたらいい。消防長はあんまり

自分で答えにくいやろうけど、団長の交際費について、ちょっと言うてもろたらええけど、これえらい低いような気がするんやけどよ、どんなもんやろかな。

**答◇** 交際費の件ですけれども、昨年も委員から指摘されていまして。昨年度は、令和5年度、消防長の交際費が5万円やったんですけども、令和6年度からは10万円に上げていただいています。それによって、去年もお話があったんですけども、自衛隊、警察、海保との交流が、これで、2か月に1回実施している官公署連絡協議会にも、積極的に参加しやすい状態にありまして、私も先月1回行かさせていただきました。そういうふうにして、連携が密に取れているように思います。

団長の交際費なんですけども、これは5万円、去年度はポンプ操法であったり、そういうやはりイベントごとが少なく、団長の交際費がなかなか支出できなかったんですけども、今年度は、出初め式であったり、ポンプ操法であったり、その辺で支出している状況です。その5万円が高いか安いかわからないのは、ちょっと分からないんですけども、町のほうでもお話ししていただいて、教育長さんとかも値段的に同じようなぐらいやというお話を聞いたんで、それはこのお金が妥当なのかなという考えがあります。

以上で、8款「消防費」の審査を終了しました。

---

続いて9款「教育費」の審査を行いました。

**質◇** 教育課の資料13ページのところの教育費の徴収率の部分です。令和6年度から無料化という形で進めている中で、滞納者のところは、令和5年はちょっと前の記憶ですが増えてるのかなという感じします。せっかく6年度から無料化が始まるんで、こちらの徴収の方法とか、滞納の原因とかいうのが分かれば教えてください。

もう一点だけ、予算決算書の233ページの人権の学習のところの総務費の推進事業の委託料です。保護者学級開設委託料は、9校分で23万8,000円と、これのどんなことやってるのか内容を教えてください。

**答◇** 給食費の徴収の件ですけれども、納付がなかった場合には、督促状を送りまして、まずですね、その後、その督促状は30日以内を送ると、その後、また催告書をお送りしまして、15日以内の納付期限を定めて催告をします。それでも、納付がない場合は、電話、主に電話なんですけれども、電話で連絡を取るんですけども、電話に出ていただけないとかいうことがございます。電話に出ていただけない場合は、電話をして、連絡がついたら、事情をお伺いして、事情に応じて分納とか、ご相談を伺って、計画的に納付いただくということになります。

連絡がつかなかった場合に、今度は、訴訟手続移行予告通知書、もう最終通告というようなことをしまして、それでも納付いただけない場合は、裁判所で調停

とか、調停も整わなければ、裁判というような手続になります。

滞納の原因につきましては、いろいろ家庭の事情もあると思うんですけども、その連絡がつけられないということが多いのかなと思います。連絡がつかないので、もうどうしようもなくて、その最後のところまでいく場合もありますし、連絡がついた場合は納付いただけているというふうに考えております。

**答◇** 先ほどの保護者学級のことでお答えします。保護者学級は、小学校9校に対して、3万円ということで補助を出しております。内容としたら、保護者に対して人権教育をやっていただくということで、各校に依頼をしております。昨年度ですと、子どもさんの出産とか育児の関係で、子育てについてであったりとか、学校で独自に計画されて、絵本を買われて、読み聞かせというか、人権的な絵本を大体参観日とかに合わせて実施されているんですけど、保護者の方にも一緒に聞いていただいて、子どもさんと一緒に人権について考えていただく時間を取っていただく、そういうことをさせていただいてます。

**質◇** 203ページの東牟婁地方小中学校校長会、これが37万7,000円となっているんですけども、これはどんなことをされてるんでしょうか。

**答◇** 先ほどの小中学校校長会です。校長会という組織東牟婁小中学校校長会という組織がありまして、内容といたしましては、各東牟婁の小中学校の校長先生が集まって、情報交換であったり、また退職された校長先生の講話であったりとか、そういったものをされております。1人当たり2万9,000円の補助をしています。

**質◇** 何か具体的に、集まって何か話してるのかということですか。何て言うんかな。それは、校長先生という立場で行ってるんですから、公務で何かそういうやってるんじゃないんですか。だからそこへお金を出していくってというのも、何かおかしいような気がするんですけども、その講話というんであったとしても、それはもう仕事として、そうやって、そういう機会を作ってやるべきであって、これは、結構な金額になってきますけども、その辺、昔からの慣習でずっとやってるんか、その内容が、こっだけ税金を払っていくような、それほどの、どういうような効果があるんかというところが、今の話ではちょっと不透明かなと思うんです。その辺どのような見解でしょうか。

**答◇** もう少し詳しく申し上げますと、年間、16回の研究会とか会議を行っておりまして、ちょっと申し上げました、お金を出し、公務という部分につきましては、この東牟婁地方の小・中学校の校長会という会をつくっておりますんで、そこが事業をするに当たりまして、必要な経費を各市町村が負担しているということになると思います。

内容的には、先ほど申し上げたように、郡内の情報交換とか、県教育委員会への要望書の内容を検討するとか、あとは教育長との懇談、協議に向けての会議とか、夏では合同の研修会をやったりとか、そうですね、郡の要望、郡の組織もありまして、県の組織もございまして、その関係の会議を行ったりとか、あとは、紀南教育事務所の方、各市町村の教育長が出席した会議を行ったりとかというよ

うなことをしております、そういう東牟婁の小中学校の校長会の運営にかかる費用を各市町村が負担しているということでございます。

**質◇** それは、公務というか、平日の昼間やってるんであれば、それは公務ということになると思いますし、その会員としても、誰がやってるのか知らないですけども、事務とかそういう話を、仕事を、どこかの校長先生が、平日の昼間、それで仕事をやってるんであればおかしい話になってくると思うんですよ。

だから、それをもしこの会が何かそういうことしてて、例えば、事務費とか人件費とか要するというんであれば、ちゃんとそういうふうな明細というのは、必要になってくるんじゃないですか。ただ、もうこの1人2万9,000円というような、何かよく分からんようなお金をポンポンポンポン出していくというのは、私はちょっと今の時代ですから、昔だったらそういうので、右肩上がり、お金はもうどんどん使えというときであれば、そういうこともあったんかもしれないですけども、時代がもう全然違いますから、その辺をしっかりと精査していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

**答◇** 時代が変わってきているということもあるのは承知します。もちろん、本当に必要なものかということについては、予算計上に当たって、財政のほうとも話をしまして、必要な部分については、教育課としてもお願いしていくということになると思いますので、ただ、この経費は負担金になると思いますんで、会自体がなくなると、各市町村でもうやめますというようなことにはなりにくい経費かなと思います。

決算書、どういった活動をして、どういう費用を使ってるというのは、書類を頂いております、その中で把握できる状況になっております。

**質◇** 勤務時間にされてるわけではないということですか。多分、勤務時間に、それはどっかで集まって、校長先生が集まって、要望を出すような話をするというのは、それはその公務員としての仕事としてされてるんやと思うんですけど、その辺ははっきりしてほしいんですけど。

**答◇** ちょっと確認させていただくんですけども、この頂いてる資料を見る限り、平日の3時以降という会議が多いので、勤務時間中かと思います。

ただその負担金としてお支払いしている部分の仕様については、研修費用、会議の会場代、校長先生方にお金が出ているのではなくて、その研修の実施の謝礼とか、会議の会場代とか、来ていただく旅費とか、事務的な郵便代とかというのが、主な金額になっております。

**質◇** 1人2万9,000円というふうな話やったんで、それやったら、やっぱりちゃんと、費用がかかっている費用があるんであれば、それによって、こんだけかかっていますからこんだけというんであれば分かるんですけど、じゃあそれだけしか出してない。1人2万9,000円出してるということは、それ話違ってくると思うんですけど、どうなってるんでしょう。その辺ははっきりと、明朗会計でやってもらわんとあかんと思うんですけど。

**答◇** 先ほど申し上げました、すいません1人当たりというのは、その負担金を計算するための基準になってまして、校長先生1人当たり2万9,000円で、串本

町だったら13人おられるんで、掛ける13人という負担金の積算の内容になってます。

それを負担金として、串本町がお支払いして、先ほど申し上げたその会議の費用となりに使われているという内容です。ちょっと説明が、申し訳ありません。

**答◇** 今おっしゃられた1人校長先生2万9,000円という部分、これは新宮広域なんかもそうですけども、人口割とかいうのもございます。それで、今までの実績で、これぐらいの年間費用が要するということでの2万9,000円だと思います。当然、余って、余剰金が何十万円、何百万円もなってきたら、同じ額をそれだけ支出、負担するということではございません。

教育課のほうで、また精査していただいて、串本町の決算委員会で、こういう指摘がありましたというのは、次長のほうから、また教育課のほうへ報告させていただいて、財政当局としましても、予算のときにはその辺をまた聞きながら、予算編成していきたいというふうに考えてございます。

**質◇** 203ページ、奨学金の貸付です。貸付事業1,150万円ほど出ています。これは1つ教えてほしいんですが、この1,150万円あるわけですが、大体貸付終わった時点、4年間終わった時点で、返済金が大体幾らぐらいになる。お借りした1人当たり、大体どのぐらいになります。それちょっと教えてください。

そして、何でかと言ったら、この辺について、ちょっと町の助成どのぐらいあるのかなという話をお聞きしたいんで、先にその話教えてください。

**答◇** 貸付金は、金額は月4万円で、年間48万円になります。入学奨励金を借りられましたら、プラス10万円で、年48万円の4年でしたら、192万円、入学奨励金を借りられますと、プラス10万円で202万円ぐらいの金額です。

**質◇** 202万円、4万円やね、それで4年間で約200万円、これが、町内に残った方、直近でいいですよ。この4年間終わって、町内に残った方というのは、何名ぐらいおられます。

**答◇** 大学奨学金の関係で、本人さんが町内におられるかという部分なんですけれども、返還今していただいている163名のうちはっきりと町内に住んでおられるという方は、3名が確認できてます。というのが、今現在、口座振替で返還いただいている方が98名でして、納付書で返還いただいている方が60数名なんですけども、納付書の方については、住所が分かりまして、把握できるんですけど、口座振替の方は把握ができなくて、把握ができなくてというか、その住所が更新できておらないので、現在、はっきりと分かっているのは、163名のうち3名だけという状況です。

**質◇** なぜ、そういう質問をしたかというのは、この1,150万円借りられて、そして皆ここで育って、そのお金を利用して、町の金を利用して、そして皆、大学、あるいは専門学校通つとるわけですよ。そうしたら、外へ出て、働きに行ってしまう。そうしたら、町内に残った人、大学卒業して、専門学校も、そういう方々の助成というのは、これは今やとんかな、そういう話は。町内に残った人が、200万円の中の返済せないかん部分の町内に残った方が、50万円はいいですよとかいう助成的な、助成金的な補助金、そういう考え方があるのかな。

**答◇** 今現在、考えているというところではないんですけれども、よその他町村の事例では、例えば、看護師さんで、看護学校に行かれる費用を負担して、これ、病院でもされてるかも分からないんですけれども、戻ってくれば、戻ってきたときに何年間は、地元で勤務してくださいというような制度もありますので、その、今後、そういうことも検討できることには、検討できるといいますか、考えられる部分ではあるのかなとは思いますが、現状は、特に考えているところはありません。

**質◇** 197ページの教育長の交際費、ちょっと安いように思うんで、ちょっと上げてもらいたいと。

それと、201ページの教職員のストレスチェック診断、これは、年齢層とか、

そして、何名受けられたんとか、分かるかな。分からんならもうええで。

それと、これは今回のやつに載ってないねんけど、保健機器検査手数料というのは、これは令和4年度にはあるんやけど、今年はないけど、6年度に上がったあるんやけどよ、この5年度にないつうのは、別に意味ないん。それをちょっと。

そして、207ページの小学校管理費で、AEDの賃借料が26万6,000円、これは、小学校9校分のことかな。

それと、209ページの各小学校の管理費で、このピアノ調律費というのは毎年やっていると思うんやけど、この手数料の値段が、もう各校によって、同じところもあるけど、ばらばらのところあるんで、これは一律にやってもらえることができるのかな。

それと、令和5年度で、そのピアノの調律してない学校が2校あるんやけど、これはどういうことかな。

**答◇** まず1つ目の教育長交際費の部分なんですけれども、これにつきましては、現状、予算に比べて少ない支出になっておりまして、その支出については、取決めもあります。全国大会へ子どもさんが出た場合の賛助費とか、あとはお祭りのときのお酒代とか、そういった内容が取り決められておりまして、現状のところ、予算が足りないということにはなっていないかと思えます。

あと、教職員のストレスチェック診断なんですけれども、これ全教職員を対象にしてるんですけれども、実際受けられたのが141名で、その質問項目に答えまして、その内容によって、高ストレスという結果は全員に通知されまして、高ストレスの場合は、受診をお勧めしますという、任意なんですけれども、そういった通知が来まして、それを見られて、先生方が判断されて、病院にかかるというようなこともあるかと思えます。

AEDの賃借料なんですけれども、AEDは、現在リースをしております、この金額が各小学校9校のリース料になってます。このリース料の中で、その部品の交換とか、そういった費用も含まれております。

調律の手数料の件なんですけれども、まず、決算に上がっていなかったのが、古座小と串西小なんですけれども、こちらのほうは、別事業の公共ホール創造ネットワーク事業で、その事業の中で調律しまして、その結果、各学校では点検を改めてしてないということです。



単価につきましては、ピアノの種類とか、古さとか、あとその古さによって、調律の手間が変わるようであり、さらに、点検の中でテーマが変わるようであり、さらに点検の中で修理が必要になったら、その部品の交換ということもありまして、年々、各学校でも金額が違いますし、ピアノによっても金額は違ってくるといことが発生しています。

保健機器の検査手数料なんですけれども、こちらは、オージオメーター、耳の検査の機械として、点検が1年というのが推奨されているんですけれども、令和5年度は予算を取っていましたが、問題なく使用できるという判断で、点検を行っていませんでした。

ただ、1年が推奨されているということなんで、今後につきましては、今年度も実施する予定ですし、点検してまいりたいと思います。

以上で、9款「教育費」の審査を終了しました。

---

続いて11款「公債費」及び12款「予備費」の審査を行いました。

**質◇** 公債費13億円のうち、町が交付金を除いた分というのは幾らになるのでしょうか。

**答◇** 令和5年度決算の公債費における交付税措置分を除いた町の生の負担額は幾らかとの質問ですが、公債費の総額が13億9,350万9,293円、このうち交付税措置額は約10億2,700万円、率にしておよそ74%が交付税措置されておりまして、町の生の負担は差引きの約3億6,650万円となっております。

**質◇** 仮に13億円の3割やったら、4億円ぐらいになると思うんですけれども、これというのは、そもそも町が自由に使えるお金というのは、どれぐらい、50億円ぐらいですか。その中で、この4億円というのは、もうかなり大きいような気がするんですけれども、その辺どうなんですか。いかがでしょうか。

**答◇** 3割であれば4億円、若干数千万円かなと思っております。もちろん、その借金が、借金というか起債がなければ、自由に使えるお金ではあったのは事実でございますが、前にも申し上げましたように、この起債というのは、世代間の公平性を保つための借入金でございますので、全くこれがなしに運営、運用していくというのは、全国どこの市町村でもそういうことをしているところはございません。起債を起さずに、財政運営しているところはないと承知してございます。

**質◇** この起債をするというのは、世代間のそのときだけに、その時の世代に負担させるんじゃなくて、そのサービスを利用する後世の住民にも負担してもらうということで、起債ができてるんだと思います。

ということは、つまりこれは、建物しか、この起債はできないわけなんですけれども、この人口減少が急激に進んでる中、これだけ大きな建物を、起債をどんど

んしていくと、当然将来、人口が減っていったときに、この建物の負担がかなり大きくなってくると思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**答◇** 確かに人口減になりましたら、その将来的な住民さんの負担というのは大きくなります。そのための将来負担比率というのがございますので、それをきちっと精査しながら、起債も行っていくということになろうかと思えます。

将来的にとっても、いきなり一気に、人口が半減するとか、3分の2になるとかいうことはございませんので、人口の減少、基準財政収入額であったり、基準財政需要額に合わせた中で、起債額というのを考えていかなければいけないというふうに財政当局は考えてございます。

以上で、11款「公債費」及び12款「予備費」の審査を終了いたしました。

---

「歳入」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

---

「財産に関する調書」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

---

以上で、歳入、歳出の審査を全て終了したことを報告いたします。  
本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第 84 号 令和 5 年度串本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第 85 号 令和 5 年度串本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料の 3 ページを見ますと、1 人当たりの医療費ということで、70 歳未満やったら 29 万 1,801 円と、70 歳から 74 歳は 50 万 8,915 円というふうになってますけども、これは、和歌山県内で言えばどれくらい、ほかのどこと比べてどうなのでしょう。そして、全国とも比べてどうなのでしょう。多いのか、少ないのか、どれくらい違うのか。

答◇ 串本町の医療費の県内での順位ですが、令和 4 年度 7 位、令和 5 年度 12 位と少し高い位置にいます。全国での順位までは分かりませんでした。

少し高い位置にいますので、今、インセンティブ事業を行っております。特定健診の受診率を上げて、病気の早期発見、重症化する前にお医者さんにかかってもらい、少しでも医療費を抑制したいと思っております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第 86 号 令和 5 年度串本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料 1 ページの要介護・要支援認定状況というところで見ると、この認定率が、令和 4 年から令和 5 年、令和 6 年にかけて、どんどん下がっていったんですけども、今、この団塊の世代が 75 歳を超えたということで、普通に考えて、どんどん認定率というのが上がっていくような気がするんですけども、これはどうしてこういうふうな傾向が出てきているのでしょうか。

あと、それと今後、その介護保険料の予想ですね、介護保険料がピークの予想は、いつぐらいにどれくらいになるような試算をしてるのでしょうか。

答◇ 保険料についてですが、今回の保険料もそうなんですけども、介護給付費準備基金のほうの取崩しを行って、介護保険料というのは設定されてます。

参考までに言いますと、この令和 6 年度からの介護保険料 6,400 円となってるんですけども、基金を取り崩さない場合には 7,035 円という予測になってました。これは、必要な介護給付費を見込まれる被保険者数で割って求めている

くんですけども、それ以降につきましては、見込まれる保険料、要は基金を取り崩さずに、計算されてくる素の元の保険料でいきますと、団塊ジュニア世代が、私なんかはそれぐらいの年なんかと思うんですが、65歳以上となる令和22年度、推計はそこまでしか行いませんので、そこら辺の数字なんですけども、そこまでいきますと、月額介護保険料の基準額が大体9,200円というふうになってます。介護給付費が上がるというのもありますし、被保険者数が減っていくというのもあります。

それ以降については、この保険料算定の際には見込まない、推計しないので最後の年が令和22年度になってるんですけど、そこが9,200円というふうに推計されています。

**質◇** 認定率が下がったのは、ちゃんと認定してるからで、最初は申請者が多かったからだということと言われてましたけども、逆に考えると、本当に必要な方がサービスを受けられない、何か厳しくなってるということはないですか。これは、じゃあほかの同じような地区、ここで言えば、那智勝浦とか、古座川町とか、そういうところの認定率というのはどれぐらいになっているんでしょうか。

あともう一つ、介護保険料の予測ですけど、令和22年までずっと右肩上がりで上がり続けるんでしょうか。

**答◇** 認定率の話ですが、当町の高齢者の特徴として、独居の方が多いというのがあります。その独居の方が多いゆえに、お守り認定、要は、すぐにサービスを受けるのではないんですけども、今のうちに介護認定を取っておこうという方が、今まで非常に多くおられました。ただ、そういう方も、すぐにはサービス受けませんので、いざ、サービスが必要になったときに、もう一回介護認定を受け直して、真に必要な介護度を分かった後に、実際にサービスを受けるということがありますので、そういう方に対して、窓口のほうで、今、取っていただいても、いずれ必要なときには、もう一度受けることとなりますから、そのときに取って下さいねというふうなご案内をしたという経緯があります。

認定者数をよく見ていただいたら、認定者数減っているのが要支援のほうで、顕著に減っているかと思えます。これは、程度の軽い方ということですので、こういう形で、要は不安だからという理由で、要介護認定を受ける方が多くおられたというのが、うちの特徴だったので、その辺が改善されてきたというふうなことかと思えます。なので、実は要介護度の重い方というのは、なかなか減らずに、実際そういう方に介護サービスが提供されているということになります。

保険料の予測につきましては、委員おっしゃるとおり、右肩上がりが見込まれています。

**質◇** 資料の8ページの中にある、その一番下ですね、認知症の高齢者見守りQRコード活用事業、これ以前から、課長から報告いただいていたやつで、たしかあのときの答弁でも、縫いつけなあかんでしたか、そのやつを。その辺のちょっと難しい面があるというところで、やはり1人しか増えていない現状。ただ、使われ

たことはないというご答弁でしたけども、この辺の事業の内容はどうお考えでしょうか。

**答◇** QRコードに関しては、警察と連携を取っておりますので、つい最近も、警察から包括のほうに相談してくださいという形で、家族さんが来られてということで、縫いつけじゃなくても、アイロンとかなんで、結構高齢者の独居の方とか、息子さんと暮らしてるとか、そういった方はケアマネジャーさんも協力して下さって、つけてくれてるという状況です。

以前もお話しした方もあったり、二、三年ぐらいしたら、認知症の方も、ちょっとADL、体の状態も悪くなって、皆さんもう外に出れなくなっちゃうんで、この9人とか、10人、もう中身は少しやっぱりメンバーは入れ替わった状態で、このぐらいの推移をしているという状況です。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

**○ 議案第 87 号 令和 5 年度串本町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

**○ 議案第88号 令和5年度串本町串本財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

**○ 議案第89号 令和5年度串本町潮岬財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

**○ 議案第90号 令和5年度串本町出雲財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第91号 令和5年度串本町田並財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第92号 令和5年度串本町和深財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第93号 令和5年度串本町古座地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第94号 令和5年度串本町西向地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第95号 令和5年度串本町田原地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

○ 議案第96号 令和5年度串本町病院事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ この資料の繰出状況ですけれども、これを見ると国が示す繰出基準が3億9,500万円くらい、町独自で、それ以外が1億5,000万円ということで、以前、町独自で3億7,000万円というふうに聞いたと思うんですけれども、これを見

ると1億5,000万円くらいかなと思うんですけど、その辺はどうなっているんでしょうか。

**答◇** 以前、3億7,000万円ほど基準外と聞いたということでもありますけれども、もしかして令和6年度予算であったかも分かりません。先日の議会で2億1,000万円の補正をいただいて、1億3,700万円の当初に加えて3億4,700万円ぐらいが基準外ということでお答えさせていただいたのかなというように思っております。

**質◇** コロナが落ち着いて、通常の状態になったら赤字が増えたということになると思いますけども、令和6年度ではこの3億7,000万円も入るということで、この赤字を今後どういうふうに解消していく計画になっているんでしょうか。

そして、これだけ赤字が増えた原因について、教えてください。

**答◇** 赤字が増えた原因というのは、先ほどの説明でも申し上げましたが、医業外の収益が大きかったと、これはもう必ず言えることかと思えます。患者数について入院患者、外来患者の人数も減っております。これも主な要因です。減った要因というのは、コロナは終わりましたが、やはり受診離れ、これが大きいかなというように思います。

赤字の状況でありますけれども、当院だけが赤字ではありません。県内13の公立病院あるんですけども、令和4年度に2つだけが赤字だったのが7つの病院に増えております。単年度赤で、累積欠損金もないのは、社団法人や精神病棟だけの病院を除くと、紀南病院1つのみになります。後は、全て赤字というような、そういう厳しい病院運営になっております。

繰出外の一般会計からの繰入金ですが、資料の8ページ、9ページにあります。9ページのところが大きいということでもありますけれども、できるだけ8ページの基準内を大きくするというのが一つかなというように思います。特に、④のアです。ね、不採算地区病院の運営に要する経費、ここなんかは、令和6年度については精査に精査を重ねまして、県、国とも、県を通じて国にも掛け合って、ここをちょっと見直しできないか、今諮っておるところでありまして、それが通れば、これは1億円を超えてくるということになります。ということは、ここが増えるということは、基準外の⑦、一時借入金解消（不良債務解消）このところが減ってくるということでもあります。令和6年度、先日の議会で、ここで2億1,000万補正をさせていただきましたが、それが1億5,000万近くには減ってくるだろうということになってまいります。

**質◇** よそも赤字やからというのは分かるんですけども、例えばですね、診療離れというふうに言われましたけど、それはコロナの明けということかもしれませんけども、例えば串本に住んでる方が、くしもと病院じゃなくて、よその病院に行っている割合というのは、保険の割合とか調べれば分かると思うんですね。その辺というのはどういうふうな、例えばほかの病院に比べて、より串本に住んでる方がよその病院へ行っているような傾向があるとか、そういうところもやっぱり分析していく必要があるんじゃないかなというふうに、そういう数値が出てこそ、

こういうところを改善したらいいんじゃないかというような動機になってくると思いますので、やっぱりちゃんとしたその数字を出して、どこをどう具体的に改善するかという計画を持って行ってやってほしいと思います。

そして、電子カルテ購入というふうに言われてますけども、これというのも償却が何年になってるのか分からないけども、買替えもかなり頻繁に行われているような気がするんですね。そういうところも、そんなに常に最新に保たなければいけないのかということも考慮するべきところはあるんじゃないかなというふうに思います。

そしてもう一点、町民の方からよく声が出ているのが、休診が多過ぎるという声が出ているんです。その辺は大体、できる範囲で各診療科ごととかいうことが分かればと、分かっていると思うんですけども、言える範囲でいいんで、どれくらい休診があって、その原因は何なのかというようなところを教えていただきたい。

**答◇** 電子カルテの更新でありますけれども、当院では、6年ごとに更新をさせていただいております。一般的にはそれぐらいかなというふうに思っております。恐らくほかの病院についてもそうだろうと。何でかといいますと、医療機器であれば耐用年数があります。耐用年数を過ぎてでも、診療に影響のない範囲内で私どもは使っております。

ただ、電子カルテになると、それ以上になってきますと、それを導入してくれる業者がいるのかということにもなってまいります。それは、短期間であれば一番いいんですけども、私どもも長いこと使いたいですけれどもなかなかそうはいかない。それは業者との協議にもよってきますので、できるだけ長く、6年更新ではなしに10年更新とか、できるものであれば今後、業者とも協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後に言われた休診が多いということでもありますけれども、常勤医が1人のところがあります。外科、整形外科、小児科、どうしても1人だと、家族が病気になったりしたら休まなければなりません。そういうときはどうしても休診にならざるを得ないということでもありますので、そういったことで事前に放送させていただいております。その放送が迷惑だという方もいらっしゃるのかわかりませんが、恐らく、例えば小児科の放送であれば、子供さんを持たれてないご家族なのかなというように推察をいたしますけれども、それを聞いて、安心される方もいらっしゃると思いますので、反対の意見の方もいらっしゃいましたので、そこらもご理解願えればなというふうに思います。

**質◇** 漠然とした、頑張りますというような話ではなくて、先ほど言いましたように、例えばよそへどれくらい流出しているのかとか、そういうことも分析して、具体的に計画を立てていくことが必要かなと私は思います。

そして、カルテについても、私、ずっと昔ですけども、ずっとというかちょっと昔、事務長してた方から話を聞いたら、ちょっとバージョン落ちになるとぐっと安くなるんだという話も聞いたことあるんですね。だから、5年ごとにバージョンアップするといっても、そんなに大きなバージョンアップはしてないと思うんです。ちょっと使い勝手が変わるとか、そんなことやと思うんです。だから、



その辺はちょっと型落ちみたいな感じでもいけないのかなとか、そういうことも検討していけばどうかと思います。

そして、休診に関しては、やっぱりなんか放送を聞きたくないという人が、結構声が聞こえるんですね。あれはもう聞きたくないという人もおるんですけども、やっぱりそれは知らせないと。行って休診やったら余計に困りますから、それは仕方ないと思うんですけどね。それで、その病院の先生が1人やから、もう仕方ないんやと。法定の休日を取ってるだけで、1人で回してるから、これだけ休診が出るのは仕方ないんやということをもっと町民にアピールしたほうがいいと思います。じゃないと町民の方は誤解して、何かもう怠けてるんじゃないかというような勘違いをされてる方もおられると思うんで、やっぱその辺はちゃんと広報していくべきだと思います。その辺いかがでしょうか。

**答◇** 電子カルテのバージョンアップの件でありますけれども、まずは最新のものにしておく必要があるかと思います。1つバージョンが低いのもいいのではないのかというご意見でありますけれども、ノートパソコンのようにはいきませんので、そんな華美なものは導入しませんけれども、その時点では一番いいものを導入しておく必要が当院ではあるとは考えております。

休診の放送は、非常に難しい問題だと思います。先ほど申し上げましたように、反対の方もいらっしゃるけれども、聞いて安心される方もいらっしゃると思いますので、そこは慎重にしたいと思っております。

**質◇** カルテについてなんですけども、最新バージョンっていっても、先ほども言ったようにそんなに変わらないと思うんですね。そのシステム、ルールが変わって、絶対そこへ変えなければならぬというんじゃないかと、ちょっとした操作の使い勝手が違うとか、それぐらいのレベルなんで。だから私は、何でこれを絶対最新にしておかなければいけないのかというところがちょっとよく分からないんですよね。だって、電子カルテというのは、例えば5年か6年で更新するといったら、その電子カルテを作ってる会社というのはいっぱいあって、それが、例えば同時に、みんなこの年に新しいのを出して更新していくということじゃなくて、みんなそれぞれやと思うんですね。ということは、別に最新バージョンということは、そのメーカーの中だけの話であって、別によそであればもっと違うのが最新バージョンになってるということもあると思いますので、別に、そこがどうして最新じゃなければいけないのかというところがちょっとよく分からないんで、もう一度説明してほしいんですけど。

**答◇** 当初予算審議のようになってきましたけれども、もう既に導入をいたしております。次に更新するときは、恐らく6年後になろうかと思っています。今頂いたご意見は、そのときにできるだけ反映できたらなというように思っています。

最新というのは、あくまでも先ほど申し上げましたように、そんな華美なものではありません。今現在の機能を劣るようなものであってもならないというように思いますので、その時点では一番いいものというふうに理解していただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

**○ 議案第97号 令和5年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。**

**質◇** 有収率が1.4%ぐらい減ってるのかなと思うんですけど、これは毎年このペースで減っていけば、10年で14%っていうことになって大変なことになってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

あと、あと動力の費用を軽減したということなんですけども、なかなか動力の費用を軽減するのは難しいと思うんですけど、これはどういう経緯で軽減できたんでしょうか。

**答◇** その有収率なんですけども、委員ご指摘のように、有収率下がっております。これについては、先日の議会でもちょっと言ったかも分からないんですけど、漏水調査員というのを常時OBの方に当たってやっておるところなんですけども、なかなかもう漏水というのが見つけられんと、今下がってる状態です。これ、もううちにとってもかなり痛手になっておりますので、もうなるべく上向きに上げたいように頑張っているところなんですけども、日々、新しいところが漏水して、そこに調査するに追われてやってるとこなんで、また抜本的な対策というのは、ちょっと今模索しているところで、先日、この議会でも言ったんですけども、衛星とかあんなんを使った、衛星とかAIをつかった、その辺の調査というものもあって、その辺も有効に使えるかどうかというのを含めて、それを何とか、損失している水量、金額を展開して、財源に持っていけるように、今考慮しているところ です。

**答◇** 先ほどの動力費の削減ということなんですけれども、うち浄水場幾つかあるんですけども、新古田と二色というのが、この令和2年で緊急連絡管で、串本の配水池というのがつながっております。それで、二色の浄水場というのは、いわゆる緩速ろ過っていう、本当に昔ながらろ過器で、ろ過するのにももう自然でろ過していくんで、物すごろ過に対する費用が少ないんです。それで、余分の水を、今までやったら二色だけやったのを串本のほうに送って、その分賄ってるというところで、動力を抑えることにも、それで余分な新古田、高い水を抑え、作るのを抑えて、安い二色の水をできるだけ送って費用を低下させるということに努めましたら、それなりに抑えることができたということが結果でございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

---

## 《田嶋町長への総括質疑》

町長への総括質疑については、令和6年10月9日（水）一般会計・特別会計の決算内容等を参考に、下記の項目について質疑を行うことに決定いたしました。

- 1 磯根漁業再生事業は、令和4年度から方式を変えたが2年間の評価と事業終了を含めた将来的展望について町の見解を求める。
- 2 消防強化に際して、消防士スキルアップのための研修負担金と設備力アップのための消防施設費の増額を含めた今後の消防力強化について町の見解を求める。
- 3 串本の水及びなんたん水の販売強化について、今後備蓄用以外での売り上げ増の見解を問う。
- 4 20年後の財政見通しについて  
人口減少が進む中、令和5年度の決算から大型建設事業が複数進んでいるが、20年後の財政見通しへの見解を問う。

### 【町長説明】

- 1 磯根漁業再生事業は、令和4年度から方式を変えたが2年間の評価と事業終了を含めた将来的展望について町の見解を求める。

令和4年度より、「高水温適性クロメ株」を用いた藻場造成に取り組んでいますが、令和4年度・5年度に設置したカゴの中では、生育に多少ばらつきはあるものの順調に生育しており、近年の高水温でも生存可能であることが確認されております。カゴの外では、設置したブロックにホンダワラ類を中心とした海藻が藻場を形成しつつあり、今後の更なる事業効果に期待しています。磯根漁場再生事業は、須江、檜野、大島、和深などで取り組んでいます。

姫ヒジキは、令和2年度を最後に4年間刈取りができない状況が続いていますが、令和6年度では刈取りが出来なくなった4年の間では1番生育状況が良い状態でした。収穫しても良いのではと思われる生育を確認しましたが、スポアバッグ作業を行い来年度以降に期待するという事で収穫はいたしませんでした。

従来までヒジキが生育していた場所に、近年フジツボやカキなどの付着が多くみられ、そういったものを除去することによりヒジキ生育を広げることに繋がります。

磯焼けや水産資源減少の要因である黒潮の大蛇行は、7年間継続しておりいつ終息するのか分からない状況ですが、そうした状況の中でも一定の事業効果が認められ、こういった藻場造成事業を続けていくことが、黒潮の蛇行が解消されたときに、藻場の回復を早めるものであると考えていますので、今後も県や関係機関と協議、検討を進め、藻場回復に努めてまいりたいと考えておるところであります。

ちなみに、磯根漁業再生事業の令和5年度の決算額でありますけれども、事業費は全体で475万円です。そのうち、町費が166万7,000円、県費が1

58万3,000円、そして、漁協の協力が150万という予算で行っておるといふ状況であります。

## 2 消防強化に際して、消防士スキルアップのための研修負担金と設備力アップのための消防施設費の増額を含めた今後の消防力強化について町の見解を求める。

### ○消防士のスキルアップについて

消防士として採用後は、和歌山県消防学校にて約半年間の初任教育が実施されております。その後の教育については、消防学校での各種教育を中心に研修をしております。主なものは、専科教育では、警防科、救助科、救急科、火災調査科、特殊災害科などで、特別教育では、自然災害対応教育、救急隊長教育、潜水救助教育などがあり、1年を通じて研修を行っております。

また、救急関係では、救急救命士育成、気管挿管実習、病院実習等があり、現在これらの教育を最優先することにより、組織、個人のスキルアップに努めているところであります。

ただ、これ以外の教育も必要であることは、消防サイドも認識をしておるところでありまして、個人のスキルアップのための自費研修を行っている消防士がいることも承知しており、昨年度から自費で研修していた一部を公費に加えて受講させるなど、今後も必要に応じ、研修項目を増加させながら消防士のスキルアップにつなげていきたいと、そのように考えておるところであります。

### ○消防施設費の増額について

今回、新古座消防署庁舎建設に当たり、県内の消防本部初となる傾斜訓練施設を新たに建築する予定となっております。

また、能登半島地震を教訓として、現有資機材の見直しや消防団車両の更新、出動体制等の見直し等も含め協議し、消防力の強化に努めてまいりたいと考えています。

消防士のスキルアップ、消防施設の充実は、町民の安全・安心に直結するものと考えており、消防側からの予算要求を厳正に査定し、不足していると思われる部分に関しましては十分検討して行っていきたい、そのように思っておるところであります。

### ○消防職員の増員について

基準人員93名は消防力の設備指針に基づき算定されたものでありまして、町が消防力の整備水準を目指す目標であり、この指標に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を行うものです。現在の消防本部の定員は70名で、令和6年度の職員数は65名となっており、基準人員には達してはおりませんが、通常業務には支障を来していない状況であります。

ちなみに、令和6年度の紀南地域の消防本部で比較をいたしますと、串本町消防本部の基準人員93名に対して職員数65名は、充足率69.9%で紀南地方で一番高い数字となっております。

### 3 串本の水及びなんたん水の販売強化について、今後備蓄用以外での売り上げ増の見解を問う。

串本の水につきましては、2022年1月の製造後、間もなく3年となります。当時4万本を製造し、費用は約590万円、これまでに2万6,600本を販売・出庫し、収益は約490万円、残りは1万3,400本となっております。

1本当たりの製造原価は176円47銭で、水道課で販売する場合には、1本当たり23円53銭の利益があるものの、小売店へ卸す場合には、1本当たり1円47銭の原価割れとなっております。残りの本数をこれまでと同様、同等の割合で提供・販売した場合、トータルでは、おおむね130万円程度の黒字となります。将来的には、販売価格を上げることによって利益を上げることも考慮するところではありますけれども、当時、製造販売の目的をロケットのまちをPRすることとしており、今はまだその途上段階であると考えております。また、3年前に製造した商品を売り、値上げすることについては、合理的に合理性に欠けることから、次回、追加製造分においては、収益性を考えながら価格設定を進めていきたい、そのように考えておるところであります。

なお、今後もロケットの打上げをPR材料として、串本の定番土産となるように、様々な場面で商品を啓発、紹介してまいりたい、そのように考えておるところであります。

次に、なんたん水についてでありますけれども、1本当たりの製造原価は100円72銭で、水道課で販売する場合には、1本当たり9円28銭、小売店へ卸す場合には、1本当たり3円78銭の利益があります。なんたん水販売の主目的は、地元の清流古座川の水を使用した水道水を有事の際の命の水として備蓄していただくこと、避難所に携行されるときにも、できるだけ負担にならないように500ミリリットルに限定して販売をしておると、そういった状況であります。

### 4 20年後の財政見通しについて

人口減少が進む中、令和5年度の決算から大型建設事業が複数進んでいるが20年後の財政見通しへの見解を問う。

10年一昔と言われる中、20年後の財政見通しが、果たして、いかなる現実にあった数字となるものか、正直、疑問が生じるところであります。この問いには、社会情勢や物価も大きくさま変わりするであろうと考えております。当町でも10年スパンでの長期総合計画の策定と5年ごとの見直し、また、毎年、評価検証を行うなど、健全な財政運営を心がけているところ、来年度は第2次長期総合計画の最終年度となることから、現在、令和8年度から令和17年度までの第8次長期総合計画策定に向けた基準作業を行っております。

統合小学校、古座消防庁舎新築と、大型公共事業を行っていく上で、おおむね財源には見通しが立っており、また、インターチェンジ周辺地域の整備については、極力、財政負担を抑えるように、PFIによる事業実施を検討していくこと、ご承知のとおりであります。

公債費の償還は、令和14年度頃をピークに緩やかに減少することをシミュレーションしていますが、その前後5年間の償還額は、令和5年度と比べて4億から5億円、交付税処置分を差し引いた純粋な町の負担額は1億2,000万円から1億5,000万円程度増えることが見込まれております。この10年間の償還に備えるために、財政調整基金や減債基金を積み立てて、また、ふるさと納税の確保に力を入れてまいりたい、そのように考えておるところであります。

ちなみに、過去10年間では令和5年度の町税収入が最も大きく、15億を超えており、単純に人口減少で税収が落ち込み、財政運営が厳しくなるとは言えないというのが実態のようであります。

町税収入の要因としては、スペースワン社等の誘致による固定資産税の増収であったり、また、観光誘客数の好調な伸びから、観光業を主に町民税の減収に歯止めがかかったことも要因であると考えております。

今後も、大自然と先端技術を融合した全国屈指の観光立町、また、ロケット宇宙産業の誘致による雇用創出により、安定的な財源を確保し、現行の福祉、教育等の公共サービスを低下させることのないように持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えておるところであります。

以上、町長の説明のあと質疑を行いました。

**質◇** 4番についてなんですけども、結局、この質問に対して全然答えになってない。というか、むしろこんな質問するのは疑問であるというような答弁でした。私は、非常に驚きました。これだけ人口減少が進んでいて、もう20年なんていうのは、もう目と鼻の先ですよ。串本町と古座町が合併してから、もう既に20年たってる、20年ぐらいたってるはずですから、たったそれだけの未来の予測も立てられずに、もう目先のことしか考えていない。こんなことで串本町、本当に非常に心配です。これ誰も本当に20年後、大きなこのような施設をたくさん建てて、今後、これ住民の生活、どんなになるんかというふうに心配する人っていないんですか。ちょっと何にも考えてないんですか、20年後のこととか。私は非常に驚きました。その辺どういうふうに考えてるんですか。もう、ただ目先のもう数字だけ、二、三年後の数字だけ追っていけばええということですか。どういうことですか、一体。

**答◇** 公共施設を今まで高台に移転したり、これというのは、もうご存じのように、必ず来るであろうという災害に対応するべく行ってきたことでありますし、そしてまた、今回、統合小学校を建設する。これも高台にももちろん上げていくというのは災害対応もありますし、子供の数が少なくなっていくということもある。

それともう一つは、大変老朽化してきている串本小学校にしろ、橋杭小学校にしろ、そしてまた、今後、この小学校に関しましては、拠点小学校になっていきますから、西小であったり出雲小であったり大島小、いろいろなところの統合の拠点となっていこうと、将来を見据えた上での建設であるということをご理解いただきたい、そのように思いますし。

そしてまた、今、古座のほうに建設しております古座の消防の庁舎でありますけれども、これは、古座地域の安全と安心を守るために、今、建設を進めておるということでもありますので、決して無駄な公共事業ではないというふうに、町民が望まれておる施設であるというふうに考えています。

そしてもう一つ、今、道の駅であったり児童公園、そういったもの、火葬場にしてもそうですけれども、そういったものに関しましては、町の財政を逼迫させないような、そういった意味でP F Iを導入して、できるだけ効率のいい、そしてまた、維持管理の少なく済むような建て方をして、町民の皆さん方に提供していこうということでもあります。

どれ一つとりましても、これからの串本町にとりまして、無駄な公共施設はないと、我々考えて、やりくりしながら取組を進めておるところであります。

以上で、町長への総括質疑は、終了いたしました。

決算審査特別委員会へ付託された、議案第83号 令和5年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第97号 令和5年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、15件の審査の経過並びに結果であります。

よろしくご決定の程をお願い申し上げます、決算審査特別委員会の報告を終わります。